

お知らせ
info

詳しくは町民生活課までご相談ください

特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当について

☎ 町民生活課 生活支援係 内線 2117

【障害児福祉手当】

重度の障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物理的な特別の負担軽減の一助として、日常において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給

■支給月額
14,790円

■支払時期
原則として毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれの前月分までを支給

【特別児童扶養手当】

児童の健やかな成長を願い、身体や精神に中度以上の障がいを有する児童（20歳未満）を監護している父母または父母に代わってその児童を養育している人に対して支給

■支給月額
1級（重度障がい児）：月額52,200円
2級（中度障がい児）：月額34,770円

■支払時期
原則として毎年4月、8月、12月にそれぞれの前月分までを支給

【特別障害者手当】

精神または身体に著しく重度の障がいを有し、日常において常時特別の介護を必要とする特別障がい者に対して、精神的、物理的な特別の負担軽減の一助とし、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給

■支給月額 27,200円

■支払時期 原則として毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれの前月分までを支給

※いずれの手当も、受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。



お知らせ
info

あなたの町の相談パートナーです
3名が人権擁護委員に委嘱

☎ 町民生活課 戸籍住民係 内線 2113

1月1日付けで、法務大臣から次の方々の人権擁護委員に委嘱されました。

暮らしの中での悩みや心配ごと、困りごとのある方は、お気軽に人権擁護委員にご相談ください。相談は無料で、相談内容の秘密は固く守られます。相談ご希望の方は、お近くの法務局または町民生活課までお問い合わせください。



渡邊 眞智子 氏



渡邊 妙子 氏



渡邊 邦夫 氏

お知らせ
info

手続きはお早めに！
電子証明書の更新について

☎ 町民生活課 戸籍住民係 内線 2112

今年度から、マイナンバーカードを取得された方のうち、電子証明書の有効期間（5回目の誕生日）が満了する方に、電子証明書の更新のご案内が随時郵送されています。

電子証明書の更新は、有効期限の3カ月前から町民生活課戸籍住民係で手続きができますが、3月および4月は住所変更等の来庁者が多く、窓口が混雑されることが予想されます。お早めの電子証明書の更新手続きをおすすめします。

